

府中市いじめ防止基本方針（案）に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見の提出期間

令和4年11月21日（月）から12月20日（火）まで

2 意見の提出者数

提出者数	件 数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	FAX	郵 送	意見投函箱	窓 口
1人	5件	1人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要及び意見に対する教育委員会の考え方

No.	ページ	項 目	意見の概要	教育委員会の考え方
1	1～5	計画案全体	いじめの隠蔽を防ぐという観点を明記すべきではないか。 また、学校や教職員がいじめを隠蔽した場合を低く、申告した場合を高く評価する旨を明記すべきではないか。	本方針は、いじめ防止対策推進法に基づいていじめ防止等を推進するための基本方針として策定を進めております。関係者は、当然に同法に沿ったいじめの認知・報告を行うべきであることから文案の修正までは要さないものと考えております。
2	4～5	6市における取組	「市」とは教育委員会を指すのか、市長部局を指すのか、両方なのか不明確ではないか。	全文において、明確となるように修正します。
3	4	6市における取組(1)イ	第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決を附属機関において検討させるより、その都度必要な人材を投入して柔軟かつ臨機応変に対応すべきではないか。	6(1)イは、主な所掌事項から削除します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、内外の人材を投入し速やかな対応を図ります。
4	4	6市における取組(1)ウ	市が行ういじめの防止等のための対策への支援は、内容が抽象的で附属機関に適するの か不明。	6(1)ウの原案文末の「支援」を「助言等」に修正し、当該附属機関の所掌事項を明確にします。
5	4	6市における取組(1)エ	イと同様に、その都度必要な人材を投入して、柔軟かつ臨機応変に対応するべきではないか。	法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、学校の設置者または学校が調査を行います。本対策委員会は、同条同項でいう学校の設置者の下に置く組織として位置付けます。